

## 報道資料

令和8年5月11日

### 町職員の懲戒処分について

令和8年5月11日付けで職員の懲戒処分を行いましたので、安平町職員の懲戒処分等に関する規則第17条の規定に基づき公表いたします。

なお、当町といたしましては、このような公務員倫理の欠如に起因する事案が起きてしまったことについて、誠に遺憾であり、町民の皆様に心からお詫び申し上げますとともに、今回の事案を受け、職員倫理の一層の徹底に努め、各職員が全体の奉仕者であることを自覚し、厳正な規律のもと公平・公正な職務の遂行を行い、町民の皆様の信頼を回復するよう努力してまいります。

安平町長 及川 秀一郎

#### 1. 被処分者

教育委員会事務局 次長 (54歳 男性)

#### 2. 処分内容

停職 (2月)

#### 3. 事案の概要及び処分理由

##### (1) 事案の概要

被処分者は、令和8年4月12日執行の安平町議会議員選挙において、4月4日(土)には特定の立候補予定者の活動等を紹介する文面を知人70名程度に、4月8日(水)には特定の立候補者について反対し、及び特定の立候補者について投票を依頼する文面を同じく知人70名程度に対し、それぞれダイレクトメッセージで個別に送信した。(送信時間はいずれも勤務時間以外で、送信対象者については町職員Aが登録するSNS上の知り合いであり、20名程度の町職員が含まれると供述)

##### (2) 動機

動機については、令和7年4月に現職に異動して以降の業務上のやり取りのほか、

私的領域における関わりを背景として、特定候補者に対する個人的な反感や感情的な思い込みを抱き、自身の業務遂行の支障となりかねない立候補者2名の当選を憂慮して、これら2名に反対する内容を短絡的に送信したもの。

一方で、被処分者が企業誘致等に携わっていた際に知り合い、当町で法人を立ち上げた方、及び当該法人等にかかわりを持つ方2名が今回町議会議員選挙に立候補することを受け、これら新人候補者を応援したいという気持ちで投票を求めたものである。

### (3) 町の結論

このような行為を行うに至った動機が短絡的かつ軽率であり、地方公務員及び管理職員としての立場を考慮せず、また、投票誘導に関する情報を発信することによって及ぼす影響を考慮しない行為であると判断するもので、地方公務員法第36条第2項第1号（政治的行為の制限）の規定及び第33条（信用失墜行為の禁止）の規定に抵触することから、安平町職員の懲戒処分等に関する規則第10条第1項の基準及び他自治体の事例を参酌のうえ、懲罰審査委員会の答申に従い、同法第29条第1項第1号（法令違反）及び第3号（信用失墜行為）の規定に基づき、上述の処分を行った。

## 4. その他

被処分者が発信したメッセージには、先の町議会議員選挙で当選された方、落選となった方の個別の氏名が掲載されているため、これらの方々が特定（類推）されることが無いよう、報道各社様への提供は控えさせていただくことをご了承ください。

安平町総務課

担当：総務担当課長 岡、同課長補佐 野田

TEL : 0145-22-2511 FAX : 0145-22-2026